31日はサイクルの日
自転車のリユース・リサイクルと羽毛布団のリサイクル

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。**[とき]**8月30日(土)午前9時～午後2時　＊正午～午後1時を除く**[回収場所]**すみだ清掃事務所(業平5－6－2)**[回収品目(自転車)]**乗車可能な大人用自転車・子ども用自転車・電動アシスト自転車・マウンテンバイク・折り畳み式自転車＊パンクしているものも可　＊キックバイク(ストライダー®等)は不可**[回収品目(羽毛布団)]**ダウン率50%以上のもの**[対象]**区内在住在勤の方＊事業者を除く**[費用]**無料**[申込み]**オンライン申請、電話で、8月23日までに、すみだ清掃事務所☎5819－2572へ

劣化したものは無料で交換できます
印鑑登録証(カード)

平成12年4月～20年9月に交付した印鑑登録証(カード)の中には、環境に配慮した生分解性プラスチックを使用しており、年数の経過等で劣化し、破損しやすくなっているものがあります。劣化した印鑑登録証(カード)は、無料で新しいものと交換しますので、受付窓口までお持ちください。**[受付窓口]**窓口課(区役所1階)、各出張所**[持ち物]**劣化した印鑑登録証(カード)、登録している印鑑、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証等、官公署が発行する有効期限内のもの)　＊代理人が手続する場合は委任状が必要**[問合せ]**戸籍・住民票コールセンター☎5608－6912**[担当課]**窓口課

ぜひ、ご利用ください
ボードゲーム個人利用貸出し

フクシ・エンタープライズ墨田フィールド(区総合運動場)(堤通2－11－1)の和室3～和室7およびボードゲーム(数に限りあり)を貸し出します。なお、未就学児の利用には保護者の同伴が必要です。詳細は申込先HPをご覧ください。**[とき]**8月6日(水)からの午前9時～午後5時＊毎月第2火曜日、年末年始を除く　＊団体予約が入っていない日のみ貸出可**[費用]**1時間1人100円　＊毎週水曜日午後3時～5時は無料**[申込み]**利用日の3日前からフクシ・エンタープライズ墨田フィールド☎3611－9070へ　＊2時間まで申込み可**[担当課]**スポーツ振興課

ぜひ、ご推薦ください
墨田区優秀技能者表彰

区内の中小企業に勤め、優れた技能を持つ方を優秀技能者として表彰しています。今年度の優秀技能者を募集しますので、ぜひ、ご推薦ください。**[対象]**次の全ての要件を満たす方▶区内の中小企業(事務所等が区内にある企業を含む)で、建設業、製造業、一般飲食業、サービス業等に従事している　▶同一業種の技能者として、7年10月31日現在、25年以上従事している　▶同一業種で優れた技能を持っており、ほかの従事者の模範となっている**[選考方法]**書類選考および面接　＊面接日は申込者に後日通知**[申込み]**電話で、8月25日までに産業振興課産業振興担当☎5608－1437へ　＊自薦も可

義務教育を修了していない方へ
中学校卒業程度認定試験

文部科学省では、中学校卒業程度認定試験を実施しています。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。**[とき]**10月16日(木)**[ところ]**東京都教職員研修センター(文京区本郷1－3－3)**[対象]**やむを得ない理由で義務教育を修了していない方**[科目]**国語、社会、数学、理科、外国語(英語)**[申込み]**願書等を簡易書留で、8月29日(消印有効)までに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係(〒100－8959千代田区霞が関3－2－2)へ　＊願書は都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当(新宿区西新宿2－8－1都庁第二本庁舎16階北側)で配布　＊詳細は文部科学省HPを参照**[問合せ]**▶学務課事務担当☎5608－6303　▶文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係☎5253－4111(内線2643・2024)　▶都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当☎5320－6752

8月1日は「水の日」
打ち水グッズの貸出し

8月は水の使用量が1年で最も多い月です。区では、水の大切さや水循環への理解を深めるため、雨水や再利用水での打ち水を推進しています。打ち水に使うひしゃくやバケツを貸し出しますので、希望する方は事前にお問い合わせください。また、打ち水の活動報告を募集しています。報告した方には手拭いを進呈します(数に限りあり)。なお、報告写真の一部は、区HP等で紹介する場合があります。詳細は区HPをご覧ください。**[問合せ]**環境政策課環境政策担当☎5608－6209

申請はお早めに
心身障害者福祉手当等

今月以降の心身障害者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当、11月分からの東京都重度心身障害者手当は、基準期間(6年1月～12月)の所得を基に支給可否を判定します。表1の対象者で、基準期間中の所得が表2の制限額以内の方は、各手当を申請できます。なお、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方は、受給できません。また、原則65歳以上の方は、心身障害者福祉手当と東京都重度心身障害者手当を新規に受給できません。詳細は区HPをご覧ください。**[問合せ]**障害者福祉課障害者給付係☎5608－6163

■各手当の対象・手当額(表1)

手当の種別	対象	手当額(月額)
心身障害者福祉手当	次のいずれかに該当する方▶身体障害者手帳1級～3級または愛の手帳1度～4度、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている▶難病等で医療費助成の認定を受けている　▶脳性麻痺(まひ)または進行性筋萎縮症である	1万5500円　＊身体障害者手帳3級または愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方は7750円
東京都重度心身障害者手当	次のいずれかに該当する方▶重度の知的障害で常時複雑な配慮を必要とする程度の精神症状がある　▶重度の知的障害と重度の身体障害が重複している　▶両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難である	6万円
特別障害者手当	20歳以上で、重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする方	2万9590円
障害児福祉手当	19歳以下で、重度の障害があり、常時介護を必要とする方	1万6100円

■所得制限額(表2)

扶養親族の数	心身障害者福祉手当・東京都重度心身障害者手当	特別障害者手当・障害児福祉手当	
	申請者本人または扶養義務者(申請者が19歳以下の場合)の所得制限額	申請者本人の所得制限額	配偶者または扶養義務者の所得制限額
0人	366万1000円	366万1000円	628万7000円
1人	404万1000円	404万1000円	653万6000円
2人	442万1000円	442万1000円	674万9000円
3人	480万1000円	480万1000円	696万2000円
4人	518万1000円	518万1000円	717万5000円

注所得額から各種控除をした金額が所得制限額以内であることが必要です。また、老人扶養親族等がいる場合は、表2の所得制限額に一定額が加算されます。所得の計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

区政情報番組
ウィークリー すみだ
8月の番組表

キャスター
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。**[問合せ]**広報広聴担当☎5608－6220

知＝すみだのそこが知りたい　特＝特集　歩＝歩いてみよう!すみだでオフタイム　銭＝サルゴリラのすみだ銭湯巡礼

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
8月3日(日)～9日(土)	知シルバー人材センター			
8月10日(日)～16日(土)	特戦後80年	知シルバー人材センター	特戦後80年	知シルバー人材センター
8月17日(日)～23日(土)	歩文花エリア			
8月24日(日)～30日(土)	歩文花エリア	特戦後80年	歩文花エリア	特戦後80年
8月31日(日)～9月6日(土)	銭御谷湯			

＊内容が一部変更になる場合あり　＊ケーブルテレビへの加入・問合せは、J:COMカスタマーセンター☎0120－999－000へ

広告「3m未満の庭木1本3300円！」●1本から大歓迎！●見積無料！●剪定(せんてい)・伐採・除草・消毒 (株)大和グリーン☎0120－187－394